



平成18年5月16日

各 位

東京都中央区日本橋兜町1番10号
平和不動産株式会社
取締役社長 井阪健一
(コード番号8803)東京・大阪・名古屋市場第一部・福岡・札幌
問合せ先 総務部長 佐々木一郎
TEL 03-3666-0181

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成18年6月28日開催予定の第86回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の目的および理由

「会社法」およびそれに付随する法令が施行されたことに伴い、当社に必要な変更を行うことを目的とするものであります。

具体的には、会社の機関設置に関する規定（変更案第4条）、株券を発行する旨の規定（同第7条）、単元未満株主の権利を明確にする規定（同第10条）、株主名簿管理人設置に関する規定（同第11条）、株主総会参考書類等のインターネット開示に関する規定（同第16条）、取締役会の機動的運営のために書面決議を可能とする規定（同第25条）、社外役員の登用を図るために責任限定契約締結を可能とする規定（同第28条・同第36条）、その他会社法施行に伴う規定の整備および文言の変更であります。なお、社外取締役との責任限定契約の規定新設については、監査役全員の同意を得ております。

また、これらの変更にあわせて、規定全般の整備および文言の変更を行うものであります。

2. 日程

定款変更を付議する株主総会開催予定日	平成18年6月28日
変更後の定款の効力発生日	平成18年6月28日

3. 変更の内容

2ページから10ページに記載のとおりであります。

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">平和不動産株式会社定款</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p>	<p style="text-align: center;">平和不動産株式会社定款</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p>
<p>(商号)</p>	<p>(商号)</p>
<p>第 1 条 当社は、平和不動産株式会社と称する。</p>	<p>第 1 条 当社は、平和不動産株式会社と称し、英文では、<u>HEIWA REAL ESTATE CO., LTD.</u>と表示する。</p>
<p>(目的)</p>	<p>(目的)</p>
<p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p>	<p>第 2 条 現行どおり</p>
<p>1 証券取引所ならびにその関係業者および一般に対する不動産の賃貸</p>	<p><u>(1)</u></p>
<p>2 宅地等の造成、販売および建物等の建築、販売</p>	<p><u>(2)</u></p>
<p>3 不動産の売買、仲介、管理および鑑定</p>	<p><u>(3)</u></p>
<p>4 信託受益権の売買および仲介</p>	<p><u>(4)</u></p>
<p>5 土地、建物工事等の設計、監理および請負</p>	<p><u>(5)</u></p>
<p>6 不動産投資顧問業</p>	<p><u>(6)</u></p>
<p>7 不動産の証券化に伴う証券投資顧問業およびそれに伴う証券仲介業者として行う有価証券売買の仲介</p>	<p><u>(7)</u></p>
<p>8 不動産特定共同事業法に基づく事業</p>	<p><u>(8)</u></p>
<p>9 特定目的会社、特別目的会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社)および不動産投資信託に対する出資ならびに出資持分の売買、仲介および管理</p>	<p><u>(9)</u></p>
<p>10 各種商業施設、宿泊施設、スポーツ施設、老人介護施設、娯楽施設等の経営および賃貸</p>	<p><u>(10)</u></p>
<p>11 不動産、証券等を担保とする金融ならびにその仲介または保証</p>	<p><u>(11)</u></p>
<p>12 飲食物、日用雑貨品、スポーツ用品、介護用品、煙草、印紙、切手等の販売</p>	<p><u>(12)</u></p>
<p>13 損害保険代理業ならびに生命保険の募集に関する業務</p>	<p><u>(13)</u></p>
<p>14 前各号に付帯しまたは関連する一切の事業</p>	<p><u>(14)</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。</p> <p style="text-align: center;">新設</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社が<u>発行する株式の総数は、2億9,917万1,000株とする。</u></p> <p style="text-align: center;">新設</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の<u>1単元の株式の数は、500株とする。</u></p> <p>当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについては、この限りではない。</u></p> <p style="text-align: center;">新設</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 現行どおり</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、<u>次の機関を置く。</u></p> <p>(1) <u>取締役会</u></p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の<u>発行可能株式総数は、2億9,917万1,000株とする。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の<u>単元株式数は、500株とする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 <u>株券の種類ならびに株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券不所持の申し出、株券の再発行、実質株主名簿への記載または記録、単元未満株式の買取りその他株式に関する手続きおよび手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p style="text-align: center;">新設</p> <p><u>当社は、株主名簿および実質株主名簿(以下「株主名簿等」という。)ならびに株券喪失登録簿を名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券不所持の申し出、株券の再発行、実質株主名簿への記載または記録、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務については、これを名義書換代理人に取り扱わせる。</u></p> <p style="text-align: center;">新設</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 <u>当社は、毎年3月31日の最終の株主名</u></p>	<p><u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p><u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p style="text-align: center;">削除</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p style="text-align: center;">2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p style="text-align: center;">3 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 <u>当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">削除</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>簿等に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p><u>前項のほか、中間配当金を受ける者を確定するためその他必要がある場合は、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>（招集）</p> <p><u>第11条</u> 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、<u>必要がある場合に招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">新設</p> <p>（招集者および議長）</p> <p><u>第12条</u> 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集しその議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p style="text-align: center;">新設</p> <p>（決議の方法）</p> <p><u>第13条</u> 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>（招集）</p> <p><u>第13条</u> <u>当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p>（定時株主総会の基準日）</p> <p><u>第14条</u> <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>（招集権者および議長）</p> <p><u>第15条</u> 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2</u> <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p><u>第16条</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>（決議の方法）</p> <p><u>第17条</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>議決権の過半数をもって行う。</p> <p>前項に係わらず、<u>商法第343条</u>に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第14条</u> 株主は、議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p style="text-align: center;">新設</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の数)</p> <p><u>第15条</u> 当社の取締役は、12名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p><u>第16条</u> 取締役は、株主総会において選任する。 <u>前項の選任については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u></p> <p>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任期)</p> <p><u>第17条</u> 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(役付取締役および代表取締役)</p> <p><u>第18条</u> 取締役会の決議をもって、取締役社長1</p>	<p><u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第18条</u> 株主は、<u>当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u></p> <p>2 <u>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p><u>第19条</u> 現行どおり</p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第20条</u> 現行どおり</p> <p>2 <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p><u>第21条</u> 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 現行どおり</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>第22条</u> 取締役会は、その決議によって代表取締</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を定める。</u></p> <p><u>取締役会の決議をもって、代表取締役を定める。</u></p> <p>(取締役会)</p> <p><u>第 19 条 取締役会は、会社の業務執行を決定するとともに取締役の職務の執行を監督する。</u></p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p><u>第 20 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集しその議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p style="text-align: center;">新設</p> <p><u>取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">新設</p> <p style="text-align: center;">新設</p>	<p><u>役を選定する。</u></p> <p><u>2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">削除</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p><u>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p><u>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;">削除</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第 25 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議)</p> <p><u>第 21 条</u> <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u> <u>監査役は、取締役会において必要であると認めるときは、意見を述べなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">新設</p> <p>(報酬)</p> <p><u>第 22 条</u> <u>取締役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p style="text-align: center;">新設</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の数)</p> <p><u>第 23 条</u> <u>当会社の監査役は、4 名以内とする。</u></p> <p>(選任)</p> <p><u>第 24 条</u> <u>監査役は、株主総会において選任する。前項の選任については、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要する。</u></p> <p>(任期)</p> <p><u>第 25 条</u> <u>監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p style="text-align: center;">削除</p> <p>(取締役会規則)</p> <p><u>第 26 条</u> <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第 27 条</u> <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(社外取締役の責任免除)</p> <p><u>第 28 条</u> <u>当会社は、社外取締役との間に、法令が定める額を賠償責任限度額とする損害賠償責任に関する契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p><u>第 29 条</u> 現行どおり</p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第 30 条</u> 現行どおり</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2</u> <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p><u>第 31 条</u> <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2</u> <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>る。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 26 条 監査役は、その互選により常勤の監査役を定める。</p> <p>(監査役会)</p> <p>第 27 条 監査役会は、法律で定める事項のほか、<u>監査役の権限の行使を妨げない範囲内で、監査役の職務執行に関する事項を決定する。</u></p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第 28 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前に各監査役に対して発する。ただし、<u>緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">新設</p> <p>(監査役会の決議)</p> <p>第 29 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;">新設</p> <p>(報酬)</p> <p>第 30 条 監査役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p style="text-align: center;">新設</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第 31 条 当会社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から</p>	<p>(常勤の監査役)</p> <p>第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p style="text-align: center;">削除</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 33 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、<u>緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">削除</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第 34 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外監査役の実任免除)</p> <p>第 36 条 <u>当会社は、社外監査役との間に、法令が定める額を賠償責任限度額とする損害賠償責任に関する契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 37 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>翌年3月31日までとし、その末日をもって決算期とする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第32条 利益配当金は、決算期現在の株主名簿等に記載または記録の株主または質権者に対し支払う。</p> <p>(新設)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第33条 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿等に記載または記録の株主または質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金支払いの免責)</p> <p>第34条 利益配当金および中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払いの義務を免れる。</p>	<p>翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。</p>